

令和3年第1回臨時会  
愛知県後期高齢者医療広域連合議会会議録

令和3年7月19日

愛知県後期高齢者医療広域連合議会

目 次

議事日程	1
会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者	2
職務のため出席した者	2
開会の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
議長の選挙	3
副議長の辞任	4
副議長の選挙	5
諸般の報告	6
広域連合長あいさつ	6
同意第1号	8
同意第2号	9
承認第1号	10
承認第2号	11
広域連合長あいさつ	15
閉会の宣告	15

議事日程

令和3年7月19日（月曜日）午前10時開議  
ホテルメルパルク名古屋3階「カトレア」の間

- 第1 議席の指定  
第2 会議録署名議員の指名  
第3 会期の決定  
第4 議長の選挙  
（日程追加）副議長の辞職許可  
（日程追加）副議長の選挙  
第5 諸般の報告  
第6 同意第1号 副広域連合長の選任について  
第7 同意第2号 監査委員の選任について  
第8 承認第1号 愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について（令和3年3月17日専決）  
第9 承認第1号 愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について（令和3年6月16日専決）

---

会議に付した事件

議事日程のとおり

---

出席議員（31名）

伊藤 紋次	伊藤 建治	沢田 哲
竹山 聡	大津 丈敏	山田かずひこ
加藤 宏明	松下 昭憲	鈴木 康祐
早川 高光	勝崎 泰生	山下 享司
神谷 文明	杉浦 康憲	足立 初雄
神谷 雅章	浅井 保孝	青木 直人
柴田 輝明	青山 義明	向坂 秀之
仲谷 政弘	近藤 和博	豊田 薫
大村 光子	田中 里佳	丹羽 ひろし
さいとう 愛子	浅野 有	服部しんのすけ

---

欠席議員（3名）

江幡 満世志 佐藤 智恵子 柴田 敏光

---

説明のため出席した者

広域連合長	太	田	稔	彦
副広域連合長	成	瀬		敦
事務局長	鈴	木	孝	昌
会計管理者兼出納室長	及	部	祥	宏
総務課長	大	谷	智	枝
管理課長	福	岡	進	太
給付課長	川	島	浩	資

---

職務のため出席した者

議会事務局長	榊	原	圭	介
議会事務局書記	永	田		務

---

午前10時 開会

○副議長（伊藤紋次） 副議長の伊藤紋次でございます。よろしくお願ひいたします。

本広域連合議会の議長でありました丸山幸子議長におかれましては、4月30日付で議員辞職されております。

したがいまして、議長が選挙されるまでの間、地方自治法106条の規定により、副議長の私が議長の職務を行います。

それでは進行させていただきます。ただいまの出席議員は31名でございます。議員定数34名中、半数以上の議員の皆様方が出席されており、地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第1回愛知県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を開会いたします。

直ちに、会議を開きます。本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりとなっておりますので、よろしくお願ひいたします。

日程第1、「議席の指定」を行います。議席は、会議規則第3条第1項の規定により、お手元に配付しております議席表のとおり、指定いたします。

次に、日程第2、「会議録署名議員の指名」を行います。会議規則第74条の規定により、本臨時会の会議録署名議員を指名いたします。勝崎泰生議員及び山下享司議員にお願ひいたします。

次に、日程第3、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思ひます。これに御異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（伊藤紋次） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、日程第4、「議長の選挙」を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思ひます。御異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（伊藤紋次） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。指名の方法につきましては、副議長が指名することにしたいと思ひますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（伊藤紋次） 御異議なしと認めます。よって、副議長が指名することに決定いたしました。

それでは、本日配付しました議長候補者略歴書をごらんください。本広域連合議会議長に田中里佳議員を指名いたします。

お諮りします。ただいま指名しました田中里佳議員を議長の当選人と定めることに御異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（伊藤紋次） 御異議なしと認めます。よって、田中里佳議員が議長に当選されました。田中里佳議員が議場におられますので、当選を告知いたします。

ここで、当選されました田中里佳議員から、ごあいさつをお願いいたします。田中里佳議員。

（田中里佳議員 演壇であいさつ）

○議長（田中里佳） ただいま、御推挙いただきました名古屋市の市会議員、田中里佳と申します。未熟者ですが、どうぞよろしくをお願いいたします。

今日また、私たち名古屋は、ここが名古屋市ですから近いからいいんですけれども、遠方、遠いところから駆けつけていただいた議員の皆様方もたくさんおられます。先輩議員の方もおられる中、私が不十分な仕事かもしれませんが、頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

この議会は、国の指針といいますか、それがベースになっているものではありませんけれども、この広域連合という名前に、私は、今の時代、このコロナ禍、すごく意義があることだと思っています。保険の問題もちろんですけれども、こうして同じ場所に各地区から集まった皆さんと、広域連合という意味を持って大切にしながら、このコロナ禍、またパンデミック、これからもいろいろなことがあるかと思いますが、一緒に手を携えながら過ごしていきたいと思っておりますので、どうぞ御協力よろしくをお願いいたします。

では、1年間ではありますが、よろしくをお願いいたします。ありがとうございました。

（田中里佳議長 演壇で待機）

○副議長（伊藤紋次） 以上で、私の職務は終了いたしましたので、議長と交代いたします。御協力ありがとうございました。

この際、10時10分まで休憩いたします。

午前10時6分 休憩

午前10時10分 再開

○議長（田中里佳） それでは、改めまして、おはようございます。休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ただいま副議長の伊藤紋次議員から、副議長の辞職願が提出されました。地方自治法第117条の規定により、伊藤紋次議員に退席を求めております。事務局に辞職願を朗読させます。

○議会事務局長（榎原圭介） それでは、朗読いたします。

令和3年7月19日。愛知県後期高齢者医療広域連合議会議長様。愛知県後期高齢者医療広域連合議会議員、伊藤紋次。辞職願。このたび、一身上の都合により、令和3年7月19日付をもって愛知県後期高齢者医療広域連合議会副議長の職を辞したいので、愛知県後期高齢者医療広域連合議会会議規則第81条の規定により、許可されるようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（田中里佳） それでは、お諮りいたします。この際、「副議長の辞職」につきまして、日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中里佳） 御異議なしと認めます。よって、「副議長の辞職」についてを日程に追加いたします。

お諮りいたします。伊藤紋次議員の副議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中里佳） 御異議なしと認めます。よって、伊藤紋次議員の副議長の辞職を許可することにいたしました。退席中の伊藤紋次議員の入場を許可いたします。

（伊藤紋次議員 入場、自席へ）

○議長（田中里佳） では、伊藤紋次議員、お疲れさまでした。ごあいさつをお願いいたします。

（伊藤紋次議員 演壇であいさつ）

○議員（伊藤紋次） 副議長の退任に当たり、一言ごあいさつをさせていただきます。

この1年、議員の皆様方の御協力と御理解のもと、この要職を務めさせていただきました。心からお礼を申し上げます。引き続き、議員として後期高齢者医療制度の運営のために一生懸命努力する所存でございます。今後ともよろしくをお願いいたします。

誠にありがとうございました。

（伊藤紋次議員 自席へ）

○議長（田中里佳） お諮りいたします。この際、「副議長の選挙」を日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、御異議ありませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中里佳） 御異議なしと認めます。よって、「副議長の選挙」を日程に追加し、選挙を行うことに決定いたしました。

これより副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中里佳） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ありませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中里佳） 御異議なしと認めます。よって、議長が指名することと決定いたしました。

それでは、本日配付いたしました副議長候補者略歴書をごらんください。本広域連合議会の副議長に、松下昭憲議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名しました松下昭憲議員を副議長の当選人として定めることに御異議ありませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中里佳） 御異議なしと認めます。よって、松下昭憲議員が副議長に当選されました。

松下昭憲議員が議場におられますので、当選を告知いたします。

ここで、当選されました松下昭憲議員からごあいさつをお願いいたします。松下昭憲議員、お願いいたします。

（松下昭憲副議長 演壇であいさつ）

○副議長（松下昭憲） おはようございます。

ただいま、副議長という要職に御指名をいただきまして、ありがとうございます。あま市議会の松下昭憲でございます。

これから1年間でございますけれども、田中議長を支えて、一生懸命頑張っていく所存でございます。どうか皆様方の温かい御指導、御鞭撻をよろしくお願い申し上げまして、私の簡単でございますが、当選のあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

（松下昭憲副議長 自席へ）

○議長（田中里佳） 次に、日程第5、「諸般の報告」を行います。

江幡満世志議員、佐藤智恵子議員、柴田敏光議員から、本日は欠席する旨の届出がありました。

また、議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、広域連合長以下関係職員の出席を求めました。

次に、広域連合監査委員から、例月出納検査の結果に関する報告がありましたので、その写しをお手元に配付しております。

以上で諸般の報告を終わります。

ここで、広域連合長からあいさつをしたいとの申出がありますので、これを許可いたします。

○広域連合長（太田稔彦） 議長、広域連合長。

○議長（田中里佳） 太田広域連合長。

（太田広域連合長 演壇であいさつ）

○広域連合長（太田稔彦） おはようございます。広域連合長を務めております豊田市長の太田でございます。よろしくお願いいたします。本年5月に、前任の河村たかし名古屋市長の後を受けて、広域連合長に就任いたしました。よろしくお願いいたします。

本日の臨時会の開会に当たり、広域連合長として、一言ごあいさつを申し上げます。

まず、本日、臨時会を招集いたしましたところ、御多用中にもかかわらず、皆様方の御参集をいただくことができました。誠にありがとうございます。また、後期高齢者医療制度は、私ども広域連合と各市町村が連携して運営しているものでございます。皆様方におかれましては、これまでも、それぞれの市町村議会において、制度の円滑な運営に格別の御理解と御協力を賜っているところであり、深く感謝申し上げます。そして、本年度は、広域連合議会議員として、これまで以上に御支援を賜りたいと存じますので、何とぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日は、本年度最初の議会でもありますので、本県における後期高齢者医療の概況及び本広域連合における当面の課題について、その一端を申し上げたいと思います。

後期高齢者医療制度は、平成20年度の制度開始以来13年を経過し、本年度で14年目を迎えておりますが、この間、被保険者数及び医療費ともに大きく増加しております。まず、被保険者数ですが、本広域連合の昨年度末時点の被保険者数は約98万人、高齢化の進展により、制度発足当初の約1.6倍となっております。なお、本年度以降、いわゆる団塊の世代が後期高齢者となってまいりますので、被保険者数は、これまで以上のペースで増加する



ものと考えております。

一方、医療費は、昨年度は新型コロナウイルス感染症の影響により減少いたしましたが、基本的には増加傾向にありまして、昨年度は年間で約9,000億円、制度発足の初年度と比較すると約1.84倍となっております。なお、医療費の増加割合は、被保険者数の増加割合以上となっておりますが、これは医療の高度化等によるものであると考えております。

続きまして、後期高齢者医療制度における窓口負担割合の見直しについて申し上げます。後期高齢者医療制度における窓口負担につきましては、現在、原則として1割、現役並み所得のある方は3割とされているところをございですが、さきの通常国会において成立し、6月11日に公布された「全世帯対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」によりまして、現役並み所得者以外の被保険者であって一定所得以上である者の窓口負担割合を2割とし、令和4年度の後半である10月1日から3月1日までの間で、政令で定める日から施行することとされております。新たな負担割合の創設は、制度開始以来、初めての大きな制度改正でありますので、広域連合といたしましては、被保険者や医療機関等において混乱を生じないように、国からの助言等を踏まえ、制度改正の丁寧な周知・広報、窓口負担が増加する方への配慮措置の確実な実施に向けた取組等、市町村と連携して、的確に対応してまいりたいと考えております。

次に、後期高齢者医療保険料について申し上げます。保険料は、2年ごとに改定を行っており、本年度は、令和4・5年度保険料率の改定を行うこととしております。今後、県や国との協議を経て、令和4年2月の定例会に関係議案を提案させていただき予定でございますが、今回の保険料率の改定におきましては、団塊の世代が後期高齢者となることによる被保険者数の大幅な増加や、窓口負担割合における2割負担の導入といった事情等を適切に考慮した上で、適正な保険料率を検討してまいりたいと考えております。

このほか、新型コロナウイルス感染症への対応として、昨年度に引き続き、保険料の特例減免や傷病手当金の支給を行うとともに、昨年度から本格的に始まった高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施を始めとする被保険者の健康増進や疾病の重症化予防のための取組についても、市町村と連携して、しっかりと取り組んでいきたいと考えております。

窓口負担ですとか、あるいは保険料の関係については議論もしやすいわけですが、この健康増進、あるいは疾病の重症化予防、そういった取組については、各市町村でかなり違いがあるかと思えます。豊田市におきましては、今年から5年間、SIB-ソーシャル・インパクト・ボンドというんですけれども、民間から寄附金をいただきまして、その寄附金を原資として健康寿命を伸ばす取組を進め、その取組に成果が見られれば報奨金を出すという、そういう取組を進めてまいります。総額報奨金の金額は5億円になります。その5億円の原資は、民間からの寄附です。民間といっても自動車産業ではありません。金融機関です。金融機関から5億円の寄附をいただき、それを原資として取り組んでまいります。

また、こうした取組を県内各市町村とも情報交換しながら進めることによって、単に窓口負担を、あるいは保険料を議論するだけではない、ある意味、川上の議論をしっかりと進めていく必要があると思っておりますので、また、その辺りについても意見交換ができたというふうに思っております。

さて、本日の臨時会に提案している議案は、人事同意案件として副広域連合長の選任及び監査委員の選任の2件、それから、専決処分の承認案件として、新型コロナウイルス感染症関連でございますが、一部改正条例が2件の、合計4件でございます。それぞれの議案の内容につきましては、後ほど改めて御説明させていただきますが、よろしく御審議いただき、適切に御議決を賜りますようお願い申し上げます、開会に当たってのあいさつとさせていただきます。

よろしく願いいたします。

（太田広域連合長 自席へ）

○議長（田中里佳） ありがとうございます。

次に、日程第6、同意第1号「副広域連合長の選任について」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○広域連合長（太田稔彦） 議長、広域連合長。

○議長（田中里佳） 太田広域連合長。

○広域連合長（太田稔彦） 同意第1号「副広域連合長の選任について」、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書の1ページ及び議案参考資料1ページをそれぞれごらんください。副広域連合長につきましては、広域連合規約第12条第4項におきまして、広域連合長は広域連合の議会の同意を得て、構成市町村の長のうちからこれを選任することとされております。竹本幸夫豊川市長が7月16日をもって副広域連合長を辞職されましたので、副広域連合長に、成瀬敦幸田町長を選任いたしたく、御提案を申し上げます。

成瀬敦氏は、人格高潔で、首長としての豊富な経験をお持ちの方であり、副広域連合長の適任者と存じます。選任につきましては、議会の御同意を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（田中里佳） 提案理由の説明が終わりました。本件について、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中里佳） 御異議なしと認めます。よって、本件は、同意することに決定いたしました。

副広域連合長が入場いたしますので、しばらくお待ちください。

（成瀬敦副広域連合長 入場、自席へ）

○議長（田中里佳） 副広域連合長からあいさつしたい旨の申出がありますので、これを許可いたします。

○副広域連合長（成瀬敦） 議長、副広域連合長。

○議長（田中里佳） 成瀬副広域連合長。

（成瀬副広域連合長 演壇であいさつ）

○副広域連合長（成瀬敦） ただいま、副広域連合長の選任につきまして、御同意を賜りました幸田町長の成瀬敦でございます。

私は、副広域連合長として、その職責の重さを自覚いたしまして、太田広域連合長を補

佐し、広域連合の運営が円滑かつ安定的に行われるよう努めてまいり所存でございます。議員の皆様方におかれましては、今後の広域連合に対しまして、御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。私からのごあいさつにかえさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

（成瀬副広域連合長 自席へ）

○議長（田中里佳） ありがとうございます。

次に、日程第7、同意第2号「監査委員の選任について」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、足立初雄議員の退席を求めます。

（足立初雄議員 退席）

○議長（田中里佳） 本件について、提案理由の説明を求めます。

○広域連合長（太田稔彦） 議長、広域連合長。

○議長（田中里佳） 太田広域連合長。

○広域連合長（太田稔彦） 同意第2号「監査委員の選任について」、提案理由を御説明申し上げます。

議案書の3ページ及び議案参考資料3ページをそれぞれごらんください。広域連合の監査委員につきましては、いわゆる識見を有する者及び広域連合議会議員のうちからそれぞれ1人を選任することとされております。

このうち広域連合議会議員から選任されておりました長谷川由美子議員が議員辞職されましたので、新たに足立初雄議員を監査委員に選任いたしたく、御提案申し上げます。足立初雄議員は、人格高潔で豊富な議員経験をお持ちの方であり、監査委員の適任者と存じます。選任につきましては、議会の御同意を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（田中里佳） 提案理由の説明が終わりました。本件については、質疑及び討論の通告がありませんでしたので、これより採決をいたします。

お諮りをいたします。本件は、原案のとおり同意することに御異議ありませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中里佳） 御異議なしと認めます。よって、本件は、同意することに決定いたしました。

退席中の足立初雄議員の入場を許可いたします。

（足立初雄議員 入場、自席へ）

○議長（田中里佳） ただいま選任同意されました監査委員の足立初雄議員からごあいさつがございます。

足立初雄議員、よろしく願いいたします。

（足立初雄議員 演壇であいさつ）

○監査委員（足立初雄） ただいま、監査委員の選任につきまして、御同意を賜りました足立初雄でございます。

地方自治における監査の必要性和重要性を深く認識し、微力ではございますが、誠実にかつ公正な立場から監査委員の職務を全うしてまいりたいと存じております。何とぞ皆様

方の御指導と御鞭撻をいただきますようお願いを申し上げまして、簡単ではございますが、監査委員の就任のごあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

（足立初雄議員 自席へ）

○議長（田中里佳） 次に、日程第8、承認第1号「愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について（令和3年3月17日専決）」を議題といたします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

○事務局長（鈴木孝昌） 議長、事務局長。

○議長（田中里佳） 鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木孝昌） 事務局長の鈴木でございます。それでは、私から、承認第1号について説明いたします。

お手元の議案書の5ページをごらんください。5ページでございます。

承認第1号「愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について（令和3年3月17日専決）」でございます。これは、ページ中ほどの提案理由でございますように、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴い、新型インフルエンザ等対策特別措置法、いわゆる特措法の条項を引用しております規定の整備を行うために、愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正の専決処分を行いましたので、その御承認をお願いするものでございます。

この条例改正の内容につきましては、別冊、議案参考資料の5ページをごらんいただきたいと思っております。5ページでございます。改正の趣旨は、この1の概要でございますように、令和3年2月の特措法の改正によりまして、新型コロナウイルス感染症は特措法第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等感染症として位置づけられまして、それまでの特措法附則第1条の2の規定が削除されたことに伴い、条例の規定を整備したものであります。

具体的な内容は、その次の2の改正内容をごらんください。条例における新型コロナウイルス感染症の定義といたしまして、この現行は、この条例改正による改正前ということでございます。改正前におきましては、特措法附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症として定義しておりましたが、この特措法附則第1条の2が削除されましたので、その下の改正後に記載のように定義を改めたものでございます。なお、この改正後の定義は、厚生労働省から示されました条例参考例を参考にしたものでございます。また、1枚おめくりいただきまして左側、6ページには、新旧対照表を掲載しておりますので、御参照いただければと思っております。

5ページに戻りまして、3、専決処分とした理由でございます。この特措法の改正が令和3年2月13日に施行されるため、速やかに条例を改正する必要がございましたが、特措法の公布が2月3日でございます。令和3年2月の広域連合定例会に上程することが時間的に困難でありましたので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を行ったものであります。

なお、この条例は、専決処分の日であります令和3年3月17日に公布しており、恐れ入

りますが、議案書にお戻りいただきまして、議案書の7ページをごらんいただきまして、こちらが専決処分書、そして、1枚おめくりいただきました右側の9ページにその条例がございまして、その条例の附則にございますように、公布の日から施行させていただいております。

以上が承認第1号の専決処分の内容でございまして、地方自治法第179条第3項の規定により、今議会に御報告し、御承認をお願いするものでございます。

それでは、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（田中里佳） 本件につきましては、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決をいたします。

この採決は、起立によって行います。

承認第1号「愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について（令和3年3月17日専決）」を提案のとおり承認することに賛成の方の御起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（田中里佳） ありがとうございます。御着席ください。

全員起立でした。ありがとうございます。よって、本件は提案のとおり承認されました。

次に、日程第9、承認第2号「愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について（令和3年6月16日専決）」を議題といたします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

○事務局長（鈴木孝昌） 議長、事務局長。

○議長（田中里佳） 鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木孝昌） それでは、承認第2号について説明いたします。

議案書の11ページをごらんください。承認第2号「愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について（令和3年6月16日専決）」でございまして、これは、ページ中ほどの提案理由にございますように、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したことを事由とする保険料の減免、以下の説明においてはコロナ減免と略させていただきますが、そのコロナ減免について、申請期限等の特例の対象として令和3年度分の保険料等を追加等するために、条例の一部改正の専決処分を行いましたので、御承認をお願いするものでございます。

では、この条例改正の内容につきましては、先ほどと同様、議案参考資料で説明いたしますので、議案参考資料の7ページをお願いいたします。7ページでございます。まず、改正の趣旨は、1の概要にございますように、令和3年の国の事務連絡等を踏まえまして、令和2年度に引き続き、令和3年度においてコロナ減免を行うに当たり、減免の申請期限の特例を対象として、令和3年度の保険料等を追加等するための条例の改正を行ったというものでございます。

改正内容の説明の前に、まず、コロナ減免の申請期限の特例の内容を説明いたしますので、恐れ入りますが、1枚おめくりいただきまして、左側、8ページをごらんいただきたいと思っております。参考1として、本広域連合における、本来の減免の申請期限の内容を記載してございます。普通徴収の方法で保険料を徴収されている者にありましては、減免の事

由が発生した日以後最初に到来する納期の末日又は当該減免の事由が発生した日から30日を経過する日のうち、いずれか遅い日までが申請期限とされておりまして、この期限までに申請がないと減免を受けることができないということでございます。特別徴収の方法により保険料を徴収されている者につきましても、同様の定めがございます。この申請期限の特例が、その下の参考2でございまして、コロナ減免の申請に当たりましては、参考1に記載の本来の申請期限の規定にかかわらず、広域連合長が必要と認めるときは保険料を減免する旨の特例を設けているというものでございまして、今回の改正は、令和3年度分の保険料等に係るコロナ減免についても、昨年度行ったコロナ減免と同様に、この申請期限の特例の対象とするためのものでございます。

それでは、前のページ、7ページにお戻りいただきたいと思っております。2の改正内容でございます。現行とありますが、この現行もこの条例改正による改正前ということでございますが、この改正前におきましては、コロナ減免の申請期限の特例を対象とする保険料を、令和元年度分及び令和2年度分の保険料であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が設定されているもの、このようにしておりました。これを改正後でございますが、令和3年度におけるコロナ減免におきましては、この資料に記載のとおり、申請期限の特例の対象について、令和元年度分の保険料及び令和2年度分の保険料にあつては、納期限の範囲を令和4年3月31日まで拡大するとともに、令和3年度分の保険料であつて令和4年3月31日までの間に納期限が設定されているものを新たに追加すると、こういったものでございます。1枚おめくりいただきました右側の9ページは、新旧対照表となっておりますので、御参照いただければと思っております。

7ページへまた戻りまして、3の専決処分とした理由ですね。こちらは、今回、コロナ減免につきましては、社会情勢に鑑み、速やかに条例を施行する必要がありましたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったものでございます。そして、この条例は、専決処分の日、令和3年6月16日に公布しております。恐れ入りますが、議案書にお戻りいただきまして、議案書の13ページをごらんいただきますと、こちらが6月16日の専決処分書と、そして、1枚おめくりいただきました右側、15ページが改正条例でございまして、この附則にございますように、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用することとしております。

以上が、承認第2号の専決処分の内容でございまして、地方自治法第179条第3項の規定により本議会に報告し、御承認をお願いするものでございます。

それでは、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（田中里佳） これより質疑を行います。

承認第2号に関して、伊藤建治議員から通告がありますので、質疑をお許しいたします。

○議員（伊藤建治） 議長。

○議長（田中里佳） 伊藤建治議員。

○議員（伊藤建治） それでは、承認第2号「愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について（令和3年6月16日専決）」について、2点お尋ねいたします。

こちらは、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した等の世帯に属する方に対する保険料の減免の特例を1年延長したものでございます。

まず、この特例を実施した令和2年（2020年度）の実績をお伺いいたします。また、この減免を令和3年（2021年度）も実施することをございますが、令和3年（2021年度）の事業収入等の見込みと比較する収入は、新型コロナウイルス感染症の影響が出る以前の令和元年（2019年）となるのか、前年の令和2年（2020年）となるのか、お伺いいたします。

○管理課長（福岡進太） 議長、管理課長。

○議長（田中里佳） 福岡管理課長。

○管理課長（福岡進太） 新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免について、2点お尋ねをいただきました。

まず、1点目、コロナ減免の令和2年度実績についてでございます。令和2年度のコロナ減免は、令和元年度及び令和2年度の保険料について、新型コロナウイルス感染症の影響により収入減となった方などを対象に実施いたしました。年度ごとの内訳では、令和元年度分の保険料の減免が、1,233人に対し2,212万4,900円で、令和2年度分保険料の減免が、1,418人に対し1億3,118万8,300円となっております。よって、令和2年度の減免実績としては、延べ2,651人、実人数では1,427人、減免額は1億5,331万3,200円となります。

続きまして、2点目、令和3年度コロナ減免における令和3年の収入見込みと比較する収入についてお答えをいたします。コロナ減免の対象となる収入要件については、要綱で定めており、令和3年度のコロナ減免においては、令和3年の事業収入等の見込みを、コロナの影響が出る以前の令和元年ではなく、令和3年の前年である令和2年の事業収入等と比較して10分の3以上減少する見込みであることなどを減免の要件としております。

以上です。

○議員（伊藤建治） 議長。

○議長（田中里佳） 伊藤建治議員。

○議員（伊藤建治） それぞれお答えをいただきました。

コロナ禍の影響で収入が減った方が、後期高齢者医療の被保険者においてもそれなりにいるということがわかりました。そして、この減免を1年延長するに当たりまして、令和3年の事業収入等の見込みと比較をする収入が前年の令和2年とのことです。昨年に引き続き、コロナの影響により収入が減少している方でも、前年よりもさらに3割の収入減がなければ減免対象から外れてしまう。つまり、収入の回復がないのに減免から外れてしまう方がいるということをございます。こうした方が令和2年度に減免を受けた方のうち何人程度いると見込んでいるのか、お尋ねをいたします。

また、コロナ禍における収入減に考慮した減免であるならば、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前の令和元年の収入との比較により判定することができるようにすることも必要だと思います。こうしたことが広域連合の判断でできるのかどうか、また、そうする考えはないのか、お尋ねいたします。

○管理課長（福岡進太） 議長、管理課長。

○議長（田中里佳） 福岡管理課長。

○管理課長（福岡進太） 私からは、1点目の令和2年度に収入減を事由としたコロナ減免を受けられた方のうち、令和3年に収入の回復が見込まれないにもかかわらず、令和3年度のコロナ減免が受けられない方の見込みについて、お答えをいたします。

令和3年度のコロナ減免は、令和3年の事業収入等の見込みが、令和2年の事業収入等から10分の3以上減少することを要件としております。したがって、議員の御指摘のとおり、令和2年度に収入減を事由としたコロナ減免を受けられた方の中には、令和3年に収入の回復が見込まれないにもかかわらず、令和3年度のコロナ減免の対象とならない方も、一定程度はいらっしゃるものと認識をしております。しかしながら、広域連合では、被保険者の属する世帯における主たる生計維持者の令和3年の事業収入等の見込みを把握することができないため、そのような方がどの程度いらっしゃるのかということを見込むことは困難です。

以上です。

○事務局長（鈴木孝昌） 議長、事務局長。

○議長（田中里佳） 鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木孝昌） では、私からは、コロナ減免について、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前の令和元年の収入との比較により判定することについての広域連合の考えをお答えいたします。

まず、保険料の減免の基準をどのように定めるのかということにつきましては、法令に特段の定めはございませんので、広域連合の判断でコロナの影響を受ける前の令和元年の収入との比較をするといった取り扱いにすることは、可能であると考えます。しかしながら、広域連合は市町村とは異なりまして、独自の財源がございませんので、コロナ減免のように財政に大きな影響を与える制度を設けようとする場合には、国からの財政支援の有無など、財源の確保を含めて慎重に判断する必要があると考えます。

令和3年度のコロナ減免について申し上げますと、これに要する費用は、国の財政支援の対象とされているところでございますが、その要件の一つとして、主たる生計維持者の事業収入等の減少見込み額が前年の10分の3以上である世帯に対する減免であることが示されております。

本広域連合といたしましては、この財政支援の対象となる減免の要件を踏まえまして、令和3年度のコロナ減免における令和3年の事業収入等の減少見込みにつきましては、令和3年の前年である令和2年の収入との比較により判定することとしたものでございまして、令和元年収入と比較するということは考えてはおりません。

以上でございます。

○議員（伊藤建治） 議長。

○議長（田中里佳） 伊藤建治議員。

○議員（伊藤建治） 令和3年の収入の回復が見込まれないにもかかわらず、令和3年度のコロナ減免の対象とならない方も、きっと一定程度いるという認識が示されました。特例の延長をするということ自体は必要なことでございまして、本承認議案についても反対はしませんけれども、コロナ禍の影響を受けている人を救うという目的からしますと、今回の内容には足りない部分があるということは申し上げておきたいと思っております。目的に照らして、真に困っている人全てを対象とできるような制度設計をすることが必要かと思っております。各広域連合において、その判断はできるということでございますので、御検討いただきたいと思います。

あと、同時に、国への働きかけも必要ではないかということをお願いして、質問を終わ



ります。

以上です。

○議長（田中里佳） 通告のありました質疑は以上です。

これで質疑を終わります。本件については、討論の通告はありませんでしたので、これより採決いたします。

この採決は、起立によって行います。承認第2号「愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について（令和3年6月16日専決）」を提案のとおり承認することに賛成の方は、御起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（田中里佳） 御着席ください。ありがとうございます。全員起立です。よって、本件は提案のとおり承認されました。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。広域連合長からあいさつをしたい旨の申出がありますので、これを許可いたします。

○広域連合長（太田稔彦） 議長、広域連合長。

○議長（田中里佳） 太田広域連合長。

（太田広域連合長 演壇であいさつ）

○広域連合長（太田稔彦） 広域連合議会臨時会の閉会に当たりまして、ごあいさつ申し上げます。

本日の臨時会におきましては、全ての案件について、提案どおりお認めをいただき、厚く御礼申し上げます。当広域連合といたしましては、引き続き、市町村をはじめとする関係機関と連携を図りながら、後期高齢者の方々のもとより、現役世代や住民の皆様の負担のバランスのもとに成り立つ後期高齢者医療制度の適切な運営にしっかりと取り組んでまいりますので、議員の皆様方におかれましては、今後とも格別の御理解・御協力を賜りますようお願い申し上げます。

本日は、誠にありがとうございました。

（太田広域連合長 自席へ）

○議長（田中里佳） これをもちまして、令和3年第1回愛知県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を閉会いたします。

本日はお疲れさまでした。ありがとうございました。

午前10時50分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

愛知県後期高齢者医療広域連合議会

前副議長 伊藤紋次

議長 田中里佳

署名議員 勝崎泰生

署名議員 山下享司